

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和4年6月30日

【発行者名】 インターナショナル・マネジメント・サービスズ・リミテッド
(International Management Services Ltd.)

【代表者の役職氏名】 ディレクター ギャリー・バトラー
(Gary Butler, Director)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1102、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、
私書箱61号
(PO Box 61, George Town, Grand Cayman, KY1-1102, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 下 瀬 伸 彦

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集
(売出)外国投資信託受益証
券に係るファンドの名称】 オフショア・ストラテジー・ファンド
- オーストラリア高配当株ファンド
(Offshore Strategy Fund - Australian High Dividend Equity Fund)

【届出の対象とした募集
(売出)外国投資信託受益証
券の金額】 60億オーストラリア・ドル(約5,135億円)
(注)オーストラリア・ドル(以下「豪ドル」という。)の円換算は、便宜上、2021年
10月29日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1
豪ドル=85.59円)による。以下、別段の記載がない限り同じ。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年12月24日に提出した有価証券届出書（2022年3月31日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済）（以下「原届出書」といいます。）について、2022年6月30日付でファンドの設立地における英文目論見書付属書類が更新され、適格投資家に関する事項が修正されましたので、これに関する記載を訂正するため、また、投資リスクの参考情報を更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線は訂正部分を示します。

第一部 証券情報

（7）申込期間

<訂正前>

（前略）

（注2）ファンドは、米国の市民、居住者または法人、ケイマン諸島の居住者もしくは住所地在有する者（ケイマン諸島で設立された免税会社または通常の非居住会社を除く。）に該当しない者に限り、申込みを行うことができる。詳細は別紙「適格投資家」を参照されたい。

（後略）

<訂正後>

（前略）

（注2）ファンドは、米国の市民、居住者もしくは法人、ケイマン諸島の居住者もしくは住所地在有する者（ケイマン諸島で設立された免税会社または通常の非居住会社を除く。）またはオーストラリアの所得税法上のオーストラリア居住者に該当しない者に限り、申込みを行うことができる。詳細は別紙「適格投資家」を参照されたい。

（後略）

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

3 投資リスク

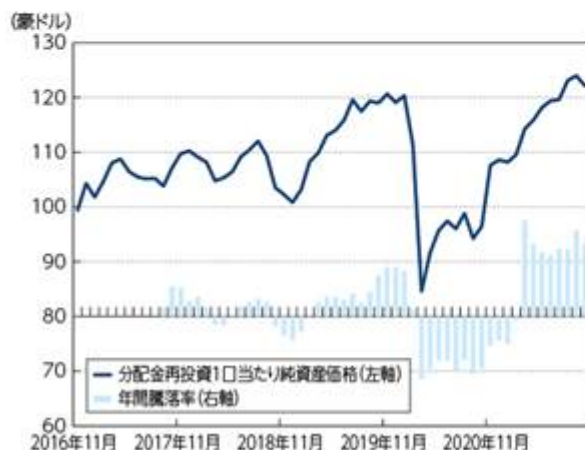
（3）リスクに関する参考情報

<訂正前>

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

〈 ファンドの分配金再投資 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移 〉

2016年11月～2021年10月の5年間におけるファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです(ただし、ファンドは2016年9月28日に運用を開始したため、年間騰落率は、設定1年後の2017年9月末以降のデータを表示しています。)



〈 ファンドと他の代表的な 資産クラスとの年間騰落率の比較 〉

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと他の代表的な資産クラス(円ベース)との間で比較したものです(ただし、ファンドは2016年9月28日に運用を開始したため、年間騰落率は、設定1年後の2017年9月末以降のデータを表示しています。)。このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



出所: Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

(ご注意)

- 分配金再投資1口当たり純資産価格は、2016年9月28日の1口当たり純資産価格を起点として、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです(月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ファンドの年間騰落率は、豪ドル建てで計算されており、円貨に換算されておりません。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

代表的な資産クラスを表す指数

日本株……………TOPIX(配当込み)
先進国株……………FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)
新興国株……………S&P新興国総合指数
日本国債……………ブルームバーグE1年超日本国債指数
先進国債……………FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)
新興国債……………FTSE新興国市場国債指数(円ベース)

(注) S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東証が有しています。なお、ファンドは、東証により提供、保証または販売されるものではなく、東証証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

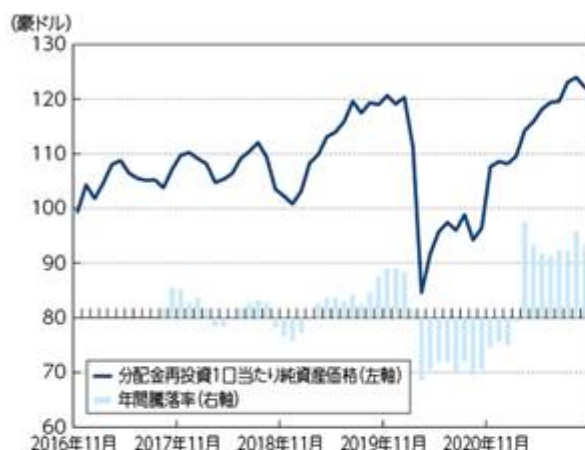
上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

<訂正後>

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

「ファンドの分配金再投資 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移」

2016年11月～2021年10月の5年間に於けるファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです(ただし、ファンドは2016年9月28日に運用を開始したため、年間騰落率は、設定1年後の2017年9月末以降のデータを表示しています。)



「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの年間騰落率の比較」

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと他の代表的な資産クラス(円ベース)との間で比較したものです(ただし、ファンドは2016年9月28日に運用を開始したため、年間騰落率は、設定1年後の2017年9月末以降のデータを表示しています。)。このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



出所: Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

(ご注意)

- 分配金再投資1口当たり純資産価格は、2016年9月28日の1口当たり純資産価格を起点として、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです(月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ファンドの年間騰落率は、豪ドル建てで計算されており、円貨に換算されておりません。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

代表的な資産クラスを表す指数

日本株……………TOPIX(配当込み)
先進国株……………FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)
新興国株……………S&P新興国総合指数
日本国債……………ブルームバーグE1年超日本国債指数
先進国債……………FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)
新興国債……………FTSE新興国市場国債指数(円ベース)

(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)の指数値およびTOPIXに係る標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標準または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

第4 外国投資信託受益証券事務の概要

（3）受益者に対する特典、譲渡制限

<訂正前>

（前略）

管理会社は、いかなる者（米国の市民、居住者または法人、ケイマン諸島の居住者もしくは住所地を有する者（ケイマン諸島で設立された免税会社または通常の非居住会社を除く。）を含む。）によるファンド証券の取得も制限することができる。

<訂正後>

（前略）

管理会社は、いかなる者（米国の市民、居住者もしくは法人、ケイマン諸島の居住者もしくは住所を有する者（ケイマン諸島で設立された免税会社または通常の非居住会社を除く。）またはオーストラリアの所得税法上のオーストラリア居住者を含む。）によるファンド証券の取得も制限することができる。

別紙

定義集

< 訂正前 >

（前略）

「適格投資家」

各ファンドについて、下記（a）項から（e）項までのいずれにも該当しない者、法人もしくは事業体、および／または特定のファンドに関して、もしくはファンドの特定の受益証券クラスに関して管理会社が随時決定するその他の者、法人もしくは事業体をいう。

（a）米国の市民もしくは居住者、米国で設立されたもしくは米国において存続するパートナーシップ、米国の法律に基づき設立されたもしくは米国において存続する法人、信託もしくはその他の事業体、または米国人もしくはかかる米国人のために受益証券を保有しているもしくは保有する予定の者、法人もしくは事業体。

（b）ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を所在地とする者（慈善信託もしくは慈善団体の目的物、または免税会社もしくは非居住者であるケイマン諸島の会社を除く。）。

（c）適用ある法令に違反することなく受益証券の申込みまたは保有を行うことができない者。

（d）E E A投資家

（e）上記（a）項から（d）項に記載されるいずれかの者、法人または事業体の保管者、名義人または受託者

（中略）

「豪ドルクラス受益証券」

豪ドルクラス受益証券に指定されたオーストラリア・ドル建ての受益証券をいう。

「販売契約」

管理会社と販売会社との間で締結される受益証券販売・買戻契約をいう。

（後略）

<訂正後>

（前略）

「適格投資家」

下記（a）項から（f）項までのいずれにも該当しない者、法人もしくは事業体、および／またはファンドに関して、もしくはファンドの特定の受益証券クラスに関して管理会社が随時決定するその他の者、法人もしくは事業体をいう。

（a）米国の市民もしくは居住者、米国で設立されたもしくは米国において存続するパートナーシップ、米国の法律に基づき設立されたもしくは米国において存続する法人、信託もしくはその他の事業体、または米国人もしくはかかる米国人のために受益証券を保有しているもしくは保有する予定の者、法人もしくは事業体。

（b）ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を所在地とする者（慈善信託もしくは慈善団体の目的物、または免税会社もしくは非居住者であるケイマン諸島の会社を除く。）。

（c）オーストラリア人

（d）受益証券の申込みまたは保有によって適用ある法令に違反する者

（e）E E A 投資家

（f）上記（a）項から（e）項に記載されるいずれかの者、法人または事業体の保管者、名義人または受託者

（中略）

「豪ドルクラス受益証券」

豪ドルクラス受益証券に指定されたオーストラリア・ドル建ての受益証券をいう。

「オーストラリア人」

（a）オーストラリアの所得税目的上、オーストラリアに居住している者、（b）オーストラリアの所得税目的上、オーストラリア国内の恒久的施設に関連してファンドを保有している者、または（c）オーストラリアの所得税法に基づくキャピタル・ゲイン税目的上の居住信託である信託の受託者。

「販売契約」

管理会社と販売会社との間で締結される受益証券販売・買戻契約をいう。

（後略）